

お知らせ

- ❖十和田市役所の住所
〒034-8615
十和田市西十二番町6番1号
- ❖十和田市役所の電話番号
(代表) 0176-23-5111
※土・日曜日、休日は閉庁
- ❖市ホームページ

<https://www.city.towada.lg.jp/>
QRコードはこちら▶



QRコードは関デソウウェブの登録商標です。

❖お知らせの表記

申…申込先

問…問い合わせ先

「申し込み方法(★)」…申請書や申込書などは、担当課に備え付けまたは市ホームページからダウンロードできます。

※費用の記載がないものは無料です。

乱丁・落丁がある場合はお取り換えしますので、ご連絡ください。

暮らし

国民年金の学生納付特例承認期間の追納について

大学や専門学校などの在学時に国民年金保険料の学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも将来受け取る年金額が少なくなります。

学生納付特例の承認を受けた期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めることができる「追納制度」があります。将来受け取る年金額を増額するためにも追納することをお勧めします。なお、追納の申し込みは国保年金課で受け付けています。

申問国保年金課 ☎ 0176-51-6753
八戸年金事務所 ☎ 0178-44-1742



詳しくはこちらから▶

固定資産税の納税通知書をご確認ください 住宅用地は土地の税負担が軽減されています

問 税務課 ☎ 0176-51-6768、
0176-51-6769

住宅やアパートが建っている土地(住宅用地)は、特例制度により税負担が軽減されています。

※店舗、工場などが建っている土地や空き地は対象となりません。

令和7年度 固定資産税・都市計画税(土地・家屋) 課税明細書			
通知書番号	0-123456	納税義務者	十和田 太郎 様
資産区分	物件所在地番	家屋:種類/建築年/家屋番号 構造/階数	地積又は床面積 評価額
土地	西十二番町 157		
	宅地/宅地 【住宅用地特例】		610.19
	小規模: [本則] 一般: [本則] / 小規模: [本則] 一般: [本則]		4,300,000

◆住宅用地の特例制度が適用されている土地には、5月に送付される「固定資産税・都市計画税 納税通知書」の課税明細書に「住宅用地特例」と記載しています。

※住宅用地の特例制度については市ホームページをご覧ください。

軽自動車税(種別割)の減免申請を受け付けします

身体障害者手帳、療育(愛護)手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、障がいの程度や軽自動車の使用状況が一定の条件に該当する場合、減免を受けることができます。

必要な物 ▶車検証 ▶身体障害者手帳などの手帳 ▶運転者の運転免許証またはマイナ免許証(運転免許センターなどで設定した暗証番号などの入力が必要です)
▶軽自動車税(種別割)納税通知書 ▶生計同一証明書または常時介護証明書(生計を一にする人または常時介護する人が車を運転する場合)

生計同一証明書または常時介護証明書の交付場所 ▶身体障害者手帳または療育(愛護)手帳の交付を受けている人 ▷生活福祉課 ▶精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ▷上北保健所
申請期限 6月2日(月)

※障がいの程度や軽自動車の使用状況によっては減免の対象とならない場合もあります。

※普通自動車と重複して減免申請をすることはできません。既に納付済みの場合は減免できません。

申問収納課 ☎ 0176-51-6760

集会施設環境改善事業補助金

町内会が所有・管理している集会施設のトイレの水洗化・洋式化および照明器具のLED化のための改修費用の一部を補助します。

■水洗化・洋式化

補助対象 ①下水道や集落排水などへの接続費用 ②浄化槽設置の排水設備費用 ③水洗式、洋式便器への取り換え費用 ④①～③に伴う電気、給排水、必要最低限の床、壁の改修費用

補助金額 対象経費の2分の1または75万円のいずれか低い額

■照明器具のLED化

補助対象 ①LED照明の購入費用 ②LED照明の交換費用

補助金額 対象経費の2分の1または20万円のいずれか低い額

受け付け開始 いずれも5月12日(月)
※補助額の上限に達した場合は申し込みを締め切ります。

※申請書はまちづくり支援課に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。
※詳しくはお問い合わせください。

申問まちづくり支援課
☎ 0176-51-6725